

社会福祉法人いぶき福祉会 職員の復職の基準に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、職員就業規則第34条第2項に基づき職員の復職の基準に関して必要な事項を定める。

（判断の基準）

第2条 理事長は、主治医、施設長及び主任の過半数が、休職等の原因が消滅したと認めるとき当該職員に復職を命じることができる。

（判断の方法）

第3条 主治医が休職等の原因が消滅した旨の意見を出したとき、理事長は1カ月以内の期間で当該職員に試験就労を命じることができる。

2 施設長及び主任は、当該職員の試験就労の状況を勘案し、理事長に復職に関する意見を述べることができる。

（試験就労）

第4条 試験就労は、休職等の原因が消滅したか否かを判断するために実施する。

2 試験就労の内容（実施期間・1日の就労時間及び内容など）は、主治医の意見を参考にして施設長と当該職員が協議して決定する。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会が決議する。

（委任）

第6条 この規程に定めることの外、規程の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。（同日付の就業規則の改正に伴い制定）